

令和6年3月5日

取引事業者 様

秩父広域市町村圏組合
水道局 経営企画課

インボイス制度に伴う請求書書式について

日頃から水道事業の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されたことに伴い、皆さまには請求書の書式について、大変ご不便をおかけしているところがございます。

そこで今回、適格請求書の参考書式を別紙のとおり送付させていただきます。

こちらの書式は適格請求書に記載する条件がすべて揃っているものになりますので、適格請求書発行事業者様におかれましては、請求書作成時に参考にしていただければと存じます。

また、今回送付させていただきます請求書書式の内容を満たしていれば、各事業者様の独自請求書を使用していただいても結構です。

なお、適格請求書の作成については、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

記

1. 適格請求書記載必要事項（すべて記載する）

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 取引年月日（完成時：引渡年月日、部分払：検査合格年月日）
※巡視、運搬業務等については実際に作業をした年月日
- (3) 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合は、その旨記載）
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率（8%又は10%）
- (5) 税率ごとに区分した消費税額等
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（その他注意点）

- ※前払金がある契約では精算払の請求書を適格請求書とする。(前払金の請求書書式はインボイス対応不可とするので、今後も各事業者の従来通りの書式で作成する。税込み契約金額から前払金の受領済額合計を差し引いた額を精算払の請求額とするが、適格請求書の要件を満たすよう同請求書に税込み契約金額と税額、税率も記載する。)
- ※部分払がある契約では、部分払の請求書を適格請求書とする。
- ※免税事業者の場合は、適格請求書発行不要。

インボイス制度についての詳細は国税庁ホームページ等でご確認ください。

【お問い合わせ先】

秩父広域市町村圏組合
水道局 経営企画課
TEL 0494-25-5221